

公益財団法人日本スポーツ協会公認
神奈川県スポーツ指導者連絡協議会会則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この会則は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会（以下「神奈川県スポーツ協会」という。）生涯スポーツ委員会規程16条の規定に基づいて設置された神奈川県スポーツ指導者連絡協議会（以下「本会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 本会は、スポーツ基本法の基本理念に則して、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のために、公認スポーツ指導者相互の連携と資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議し、神奈川県内のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 地域別及び競技種目別のスポーツ指導者の組織の結成とその連絡調整に関すること
- (2) スポーツ指導者の育成、研修及び資質の向上に関すること
- (3) スポーツ指導者の育成と活用に関する日本スポーツ協会及び神奈川県スポーツ協会の施策に協力推進すること
- (4) スポーツ指導者の交流と情報交換及び広報活動に関すること
- (5) スポーツ指導者の掌握及び県内のスポーツ愛好者、組織からの要請に呼応した指導者の派遣に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要とすること

第2章 組 織

(構 成)

第4条 本会は、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者（神奈川県登録者）及び各競技団体コーチで本会の目的に賛同し、地域別の「スポーツ指導者協議会」（以下、「地域協議会」という。）に入会手続きを行った者で構成する。

2 本会に、競技種目別部会（以下、「種目別部会」という。）を置く。

3 地域協議会と種目別部会に関する事項は、第15条及び第16条に定めるところによる。

第3章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理 事 各地域協議会および部会の代表者
- (6) 事務局長 1名

(7) 会 計 1名

(8) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 各役員は、理事の中から次の方法により選出する。

(1) 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計は、役員選出委員会で推薦し、総会で承認を得る。

(2) 理事は、次のとおりとする。

イ 地域協議会の会長

ロ 種目別部会の部会長

ハ その他本会会長が推薦し総会で承認された者

(役員職務)

第7条 役員は、次の職務を遂行する。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長が予め指定した順序に従ってその職務を代行する。また、研修委員会と広報委員会を総括する。

(3) 理事長は、会長、副会長を補佐し、総会及び理事会の議決に基づき業務を掌理する。また、会長及び副会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時はその職務を代行する。

(5) 事務局長は、本会の事務的業務を統括し、執行する。

(6) 会計は、本会の会計処理事務を統括管理する。

(7) 理事は、総会と理事会を組織し、会務を掌理する。

(役員任期等)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員は、前項の規定にかかわらず任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を遂行するものとする。

3 役員が欠員した場合における補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

4 役員に本会の役員たるに相応しくない行為があった場合は、その任期中といえども理事会の議決により解任することができる。

5 前項について、理事会において議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

第4章 監 査

(監 事)

第9条 本会に監事を置き、監査に関する職務を遂行する。

(1) 監事は、2名とし任期は2年とする。

(2) 監事は、本会の会計監査を行う。

(3) 監事は、役員会で推薦し、総会で承認を得る。

第5章 会 議

(総 会)

第10条 総会は、役員、理事及び監事で構成し、年1回開催する。

2 総会は、会長が召集し、議長となり予算、決算、事業計画及び重要事項等を審議し決定する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が召集し、会長が議長となり審議する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・会計で構成する。

- 2 会長が必要と認めた場合は、各委員会の正副委員長に対し出席を要請することができる。
- 3 役員会は、会長が召集し、本会の方針、指針等の企画・立案を行うと共に各会議等への提案事項等の内容を審議する。

(議決)

第13条 各会議は、構成員の過半数の出席を以て成立し、議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

第6章 委員会

(委員会)

第14条 本会の目的達成のため、理事によって構成する下記の委員会を置くことができる。

また、特に会長が必要と認めた場合は、別に委員会を設けることができる。

- 2 委員の任期は、役員任期同様2年とし再選は妨げない。
- 3 役員選出委員は、県内を下記5地区から選出された5名の委員で構成する。
 - (1) 横浜地区：横浜市全区
 - (2) 川崎地区：川崎市全区
 - (3) 湘南地区：横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
 - (4) 県西地区：平塚市、小田原市、南足柄市、大磯町、二宮町、足柄上郡(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)、足柄下郡(箱根町、真鶴町、湯河原町)
 - (5) 県央・県北地区：相模原市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛甲郡(愛川町・清川村)
- 4 委員会の構成・役割は、次のとおりとする。

(1) 構成

研修委員会：委員長、副委員長 各1名、委員 若干名
広報委員会：委員長、副委員長 各1名、委員 若干名
表彰委員会：委員長、副委員長 各1名、委員 若干名
役員選考委員会：委員長、副委員長 各1名、委員 若干名

(2) 役割

研修委員会：本会の研修事業全般の企画立案と実施主管
広報委員会：機関紙の発行、本会のPR、広報活動全般
表彰委員会：本会の功労・功績表彰対象者の選出
役員選考委員会：役員の推薦

第7章 地域協議会

(地域協議会)

第15条 本会に各郡市区町村を単位とした地域協議会を置く。

- 2 地域協議会の運営等に関することは、次のとおりとする。
 - (1) 地域協議会は、単独もしくは隣接する複数の郡市区町村の会員で構成する。
 - (2) 地域協議会会長は、各地域会員の互選により選出し理事として登録する。
 - (3) 地域協議会は、各地域独自による活動をする。
 - (4) 活動費用は、各地域協議会の会費を以て賄うものとする。

3 地域協議会は、次の13地区とする。

但し、地域の運営上、隣接する地区との合議の基、統合した運営も妨げない。

- (1) 横浜ブロック：横浜市全区
- (2) 川崎ブロック：川崎市全区
- (3) 相模原ブロック：相模原市全区
- (4) 横須賀ブロック：横須賀市,三浦市
- (5) 平塚ブロック：平塚市
- (6) 鎌倉ブロック：鎌倉市
- (7) 湘南ブロック：藤沢市,茅ヶ崎市,寒川町
- (8) 県西ブロック：小田原市,南足柄市,中井町,大井町,松田町,山北町,開成町,箱根町,
真鶴町,湯河原町
- (9) 逗子ブロック：逗子市,葉山町
- (10) 県央ブロック：座間市,大和市
- (11) 県北ブロック：秦野市,厚木市,伊勢原市,愛川町,清川村
- (12) 海老名・綾瀬ブロック：海老名市,綾瀬市
- (13) 大磯・二宮ブロック：大磯町,二宮町

第8章 種目別部会

(種目別部会)

第16条 本会に各競技種目を単位とした種目別部会を置く。

2 種目別部会の運営等に関することは、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、各部会会員の互選により選出し理事として登録する。
- (2) 部会は、部会長が招集し部会活動を決定運営する。
- (3) 活動費は、各部会の会費で賄うものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するために、神奈川県スポーツ協会内に事務局を置く。

2 事務局の構成等については、次のとおりとする。

- (1) 事務局に、事務局長・事務局員を置く。
- (2) 事務局員は、会長の推薦とする。

第10章 顧問

(顧問)

第18条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問の選任等については、次のとおりとする。

- (1) 顧問は、会長が推薦し総会で承認を得る。
- (2) 顧問は、会長の要請により、本会の会議等に出席することができる。

第 1 1 章 会 計

(収 入)

第 1 9 条 本会の運営は、会費・交付金・助成金・寄付金などを以てこれに充てる。

2 会費は、会員年額 1, 0 0 0 円とし、地域協議会にて取り纏め、県協議会に提出する。

(会計年度)

第 2 0 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日迄とする。

第 1 2 章 表彰及びその他

(表彰規定)

第 2 1 条 本会員の県功労者の表彰推薦規定は、次に定める者とする。

2 本会の理事として 1 0 年以上にわたり、顕著な功労功績があるとして認められた者。

3 本会の会員として 1 5 年以上にわたり、顕著な功労功績があるとして認められた者。

4 本会の育成及び発展などに貢献し、顕著な功労功績が認められた者。

(推薦)

第 2 2 条 候補者の選出を次に定める。

2 会長および理事からの推薦とする。

推薦状は、規定用紙に必要事項を明記の上、地域会長から表彰委員会に提出する。

(推薦用紙は事務局が発行するものに限る)

第 2 3 条 表彰委員会の構成は、以下に定める

2 会長、副会長、理事長、事務局長、理事 2 名。

3 表彰委員会は、候補者の書類選考・推薦理由等を考慮、審議の上で決定する。

(通知)

第 2 4 条 通 知

2 本人への決定通知は、表彰委員会委員長が行う。

(表彰)

第 2 5 条 表彰は、「神奈川県スポーツ指導者連絡協議会」の定期総会にて行なう。

(全国表彰規定)

第 2 6 条 全国功労者表彰規定

2 (財)日本スポーツ協会への功労者表彰推薦規定は、次に定める者とする。

3 原則、地域スポーツ協議会会員の公認スポーツ指導者で、資格取得後 1 5 年以上にわたり顕著な功績が認められた者。

4 公認スポーツ指導者として競技力の向上に尽力し、前年度に開催されたアジア競技大会、オリンピック競技大会または、これに準ずる国際大会において優秀な成績を収めた選手を育成指導してきた者。

5 1 5 年以上にわたり地域のスポーツ指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残して退任した公認スポーツ指導者に対し、感謝状の推薦を行うことが出来る。

6 地域行政管轄のスポーツ協会または、所属競技団体から、「スポーツ指導者」としての功労表彰を受けた者とする。

(会則等の変更)

第27条 本会則は、総会の議決を得た後、神奈川県スポーツ協会生涯スポーツ委員会の承諾を受けて変更することができる。

第28条 附 則

- ・平成08年04月01日より施行する。
- ・平成13年07月13日：一部改正施行する。
- ・平成19年05月20日：一部改正施行する。
- ・平成24年04月01日：名称の変更(公益財団法人神奈川県体育協会)
- ・平成24年07月25日：一部改正施行する。
- ・令和02年04月01日：名称の変更(公益財団法人神奈川県スポーツ協会)
- ・令和02年05月17日：一部改正施行する。
- ・令和04年07月20日：一部改正施行する。